

優良機械式継手施工会社認定実施細則

2019年4月25日 制定

1. 目的

本実施細則は、優良機械式継手施工会社認定規定（以下、「規定」という。）に基づき、優良機械式継手施工会社を認定する当該規定を補足する事項を定めることを目的とする。

2. 適用範囲

本実施細則は、優良機械式継手施工会社の認定等に関する事項に適用する。

3. 認定申請の要件

優良機械式継手施工会社の認定を申請する機械式継手施工会社（以下、「申請会社」という。）は、次の要件を満足しなければならない。

- (1) 本協会正会員であること。なお、会員外であっても申請と同時に入会手続きを行っている場合はこの限りではない。
- (2) 申請会社の自己評価において、本実施細則の評価方法で各審査基準を満足していること。

4. 認定申請に必要な提出書類

申請会社は、表1に定める認定申請に必要な提出書類を正本1部、その写し2部を提出する。申請会社は、申請書のチェック表により、認定申請に必要な提出書類が本実施細則の「3. 認定申請の要件」を満たしていることを確認して提出する。

なお、認定申請に必要な提出書類に文言上の不備（誤字、脱字、節、番号の不備等）がないことを確認すること。

表1 新規認定申請及び更新認定申請に必要な提出書類

提出書類の名称	作成上の注意事項
1) 優良機械式継手施工会社認定申請書	別添の優機-様式-01（申請書） ※申請者は、申請書のチェック表により認定申請の要件を満たしていることを確認する。
2) 従業員名簿・資格者数・施工班数・機器類等の調査表	別添の優機-様式-02（施工体制表） 申請時点の施工体制を記入すること。
3) 組織図	別添の優機-様式-03（組織図） （本店、包括される事業所及び下請会社等を記入）※品質管理体制と施工体制を組織図に含める。

4) 機械式継手施工実績表	別添の優機-様式-04（施工実績表） 前年度1年分を提出すること。（新規の場合は空白で提出する）
5) 品質マニュアル ①品質方針 ②品質管理に関する組織体制図 ③機械式継手工事施工要領書 ④機器類等の整備及び管理に関する規定 ⑤自主検査に関する規定 ⑥自主管理（パトロール）に関する規定 ⑦不具合の是正措置に関する規定 ⑧教育訓練に関する規定（年度計画書を含む） ⑨下請会社の外注施工に関する規定（下請契約書の書式を含む）※包括される下請会社 ⑩外注施工に関する規定（外注契約書の書式を含む）※包括される下請会社以外	「品質マニュアル」は、機械式継手施工会社における品質管理を定めたもので、①～⑩により構成する。なお、各書類の保管者、保管期間及び改訂履歴は書類ごとに記載すること。 ＜「品質マニュアル」作成及び提出上の注意事項＞ 下記の注意事項を十分に理解して書類等を作成する。 ①：品質管理の方針を具体的に定めていること。 ②：品質管理を行う組織、品質管理責任者の位置付及び技量者の各職務権限が確認できる組織図とする。 ③：本協会の「鉄筋継手工事標準仕様書 機械式継手工事」に基づいて作成され、自社で使用している標準的なものを提出する。 ※ねじ節鉄筋継手、モルタル充填継手、端部ねじ加工継手の施工を行う場合は、それぞれ提出する必要がある。 ④：整備点検の対象及び方法が具体的に定められていること。 ⑤：自主検査は、自ら施工した者が外観検査を実施すること。 ⑥：自主管理（パトロール）は、自主管理検査者が規定に従い外観検査を実施すること。施工した機械式主任技能者自らが施工した箇所について検査することは自主管理と認められない。 ⑦：是正措置の内容、報告及び教育訓練等を含む内容で作成すること。 ⑧：定期教育訓練が計画され実施記録を残すこと。 ⑨：包括される下請会社との下請契約書（ひな型）を提出する。包括される下請会社が無い場合は、下請会社による施工を行わないことが記された誓約書（書式自由）を提出する。 ⑩：規定及び外注契約書（ひな型）を提出する。外注施工を行わない場合は、外注施工を行わないことが記された誓約書（書式自由）を提出する。
6) 年度の品質目標	機械式継手工事における不具合発生率の改善、不良率の改善、各現場パトロール回数等について、前年度の実績を踏まえ、具体的に数値（定量）化された品質目標とする。

5. 現地審査時に確認する書類

申請会社は、現地審査時に審査員が閲覧して確認する書類として、表2を準備する。

表2 現地審査確認書類一覧

書類の名称	審査対象とする時期及び期間	
	新規	更新
1) 雇用保険事業主控え	審査時	審査時
2) 健康保険証控え		
3) 年金機構控え		
4) 下請契約書		
5) 工事ごとの機械式継手工事施工要領書	-	審査時の3年前の 年度初めから審査 時
6) 機械式継手工事台帳		
7) 作業日報（作業報告書）		
8) 自主検査及び自主管理の記録		
9) 教育訓練実施計画及び実施の記録		
10) 不具合発生報告書		
11) 不具合の是正措置報告書		
12) 外注契約書		

6. 申請期間及び審査期間

- (1) 新規認定及び更新認定の申請期間は、毎年5月1日から6月末日までの2ヶ月間とする。
- (2) 新規認定及び更新認定の審査期間は、毎年7月1日から9月末日までとする。

7. 審査方法

(1) 書類の事前確認

- 1) 審査員は、申請会社から提出を受けた表1に示す5)の④から⑩の書類について内容を確認し、文章上の不備（誤字、脱字、節、番号の不整備等）がある場合は、申請会社に修正を指示することがある。なお、書類の事前確認は、評価結果を担保するものではない。
- 2) 修正された内容については、審査員が現地審査時に確認する。

(2) 現地審査

- 1) 委員会は、現地審査の日程を事前に申請会社に通知する。
- 2) 現地審査は、事務所審査とする。
- 3) 審査員は、申請会社に出向き、事務所審査を行う。事務所審査は、表1（事前確認により修正された書類含む）、表2の書類及び記録に基づいて、審査項目を確認する。
- 4) 申請会社は、現地審査時に品質管理責任者（又は経営者）及び機械式継手主任技能者が必ず立会う。

8. 評価方法

- (1) 審査項目は、本実施細則「9. 審査内容及び審査基準」に定める（1）施工体制、（2）品質管理体制及び（3）品質管理能力とする。
- (2) 審査項目の審査内容の評価は、次のとおりとする。

- 1) 施工体制については、評価区分（A：適合、C：不適合）及び評価点（2点、1点、0点）により評価する。
- 2) 品質管理体制については、評価区分（A：適合、B：是正、C：不適合）及び評価点（2点、1点、0点）及び加点（1点、0点）により評価する。
- 3) 品質管理能力については、評価区分（A：適合、C：不適合）により評価する。

9. 審査内容及び審査基準

各審査項目の審査内容及び審査基準は、次のとおりとする。なお、新規認定申請は【新規・更新】と示された審査項目について、更新認定申請は【新規・更新】及び【更新のみ】と示された審査項目について審査を行う。

(1) 施工体制

	審査内容	審査基準
一 管理技術者	<p>1) 申請会社に鉄筋継手管理技士又は機械式継手管理技士が1名以上常勤していること。</p> <p>※申請会社に鉄筋継手管理技士又は機械式継手管理技士が常勤していること。</p> <p>※資格者名簿及び雇用主控え、適格性証明書、タイムカードのいずれかにより常勤していることを確認する。</p> <p>【新規・更新】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・常勤している：A ・常勤していない：C
二 作業資格者	<p>2) 機械式継手主任技能者が2名以上、かつ1班当たり1名以上が常勤していること。</p> <p>※下請会社に所属している場合を含む。</p> <p>※資格者名簿及び雇用主控え、適格性証明書、タイムカードのいずれかにより常勤していることを確認する。</p> <p>【新規・更新】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・常勤している：A ・常勤していない：C
	<p>3) ねじ節鉄筋継手の作業資格者が、1名以上常勤していること。</p> <p>※下請会社に所属している場合を含む。</p> <p>※資格者名簿及び雇用主控え、適格性証明書、タイムカードのいずれかにより常勤していることを確認する。</p> <p>【新規・更新】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・常勤している：A ・常勤していない：C ・ねじ節鉄筋継手を申請しない場合は、評価対象としない。
	<p>4) モルタル充填継手の作業資格者が1名以上常勤していること。</p> <p>※下請会社に所属している場合を含む。</p> <p>※資格者名簿及び雇用主控え、適格性証明書、タイムカードのいずれかにより常勤していることを確認する。</p> <p>【新規・更新】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・常勤している：A ・どちらかが常勤していない：C ・モルタル充填継手を申請しない場合は、評価対象としない。

	<p>5) 端部ねじ加工継手の作業資格者が、1名以上常勤していること。 ※下請会社に所属している場合を含む。 ※資格者名簿及び雇用主控え、適格性証明書、タイムカードのいずれかにより常勤していることを確認する。 【新規・更新】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・常勤している：A ・常勤していない：C ・端部ねじ加工継手を申請しない場合は、評価対象としない。
Ⅲ. 社会保険	<p>6) 所属する資格者が、雇用保険、健康保険、年金保険の社会保険に加入している。 ※加入状況を確認する。 ※下請会社に所属している場合を含む。 【新規・更新】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・すべて加入している：2点 ・加入していない者がいる：1点 ・加入していない：0点
Ⅳ. 機器	<p>7) 鉄筋冷間直角切断機（本協会認定品）を、所有している。 ※下請会社が所有している場合を含む。 【新規・更新】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・所有している：1点 ・所有していない：0点
	<p>8) 鉄筋継手部検査技術者 1M種又は3種資格者が常勤し、超音波探傷装置一式（機械式継手の鉄筋挿入長さの測定ができるもの）を所有している。 ※下請会社に鉄筋継手部検査技術者が常勤し、所有している場合を含む。 【新規・更新】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・常勤し所有している：1点 ・常勤していない及び所有していない：0点

(2) 品質管理体制

	審査内容	審査基準
Ⅰ. 品質管理体制システム	<p>1) 品質管理に対する考え方を示した品質方針及び年度の品質目標が定められ、資格者に周知していること。 ※複数の事業所や下請会社がある場合、品質会議等が開催され、同一の品質方針による品質管理が行われていること。 ※品質方針に基づき「年度の品質目標」が定められており、見直しが行われていること。 ・最低限、次の項目が定められていること。 ①自主検査における手直し率又は件数 ②自主管理における不具合率又は件数 ③受入検査における不具合率又は件数 【新規・更新】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・品質方針及び年度の品質目標の制定、見直しが適切に定められ、かつ資格者に周知した記録が保管されている：A ・品質方針及び年度の品質目標の内容に不備がある、又は資格者に周知した記録に不備がある：B ・定められていない及び周知した記録が確認できない：C

	<p>2)組織図において、次の責任者の職務権限及び活動内容が明確に定められていること。なお、兼務については問わない。</p> <p>①品質管理責任者(鉄筋継手管理技士又は機械式継手管理技士)</p> <p>②品質管理者(鉄筋継手管理技士、機械式継手管理技士又は機械式継手主任技能者)</p> <p>③自主管理検査者(鉄筋継手管理技士、機械式継手管理技士又は機械式継手主任技能者)</p> <p>④外注管理責任者</p> <p>⑤教育訓練責任者</p> <p>【新規・更新】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・品質管理に関する組織体制図が定められ、責任者の職務権限及び活動内容が明確に定められている：A ・品質管理に関する組織体制図、責任者の職務権限及び活動内容が定められているが、一部に不備がある：B ・品質管理に関する組織体制図、責任者の職務権限及び活動内容が明確に定められていない：C
<p>二、機械式継手工事施工要領書の整備</p>	<p>3)協会制定の「鉄筋継手工事標準仕様書 機械式継手工事」(以下、「標準仕様書」という)に基づき自社の「標準機械式継手工事施工要領書」に次の項目が定められ、本協会の「鉄筋継手工事標準仕様書 機械式継手工事」の改訂に合わせて見直しが適宜実施されていること。</p> <p>①一般事項(工事概要、施工管理体制、機械式継手種別と箇所数)</p> <p>②機械式継手工事現場組織図</p> <p>③材料(母材、継手材料)</p> <p>④施工機器</p> <p>⑤鉄筋継手管理技士又は機械式継手管理技士及び機械式継手主任技能者</p> <p>⑥施工前試験</p> <p>⑦機械式継手作業前準備(作業環境の留意事項等)</p> <p>⑧機械式継手作業手順</p> <p>※⑧には少なくとも次の項目が定められていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鉄筋端面の確認 ・鉄筋挿入長さの確認 ・充填材及びその充填の確認(充填を必要とする工法の場合) ・工程ごとの確認・検査項目 <p>⑨自主検査(外観検査)</p> <p>⑩不合格継手部の処置</p> <p>⑪作業標準書(機械式継手メーカーが評定を受けた施工要領書)</p> <p>【新規・更新】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・自社の「標準機械式継手工事施工要領書」が申請する機械式継手工法ごとに適切に定められている。：A ・定められているが、一部に不備がある：B ・多くの不備がある：C

	<p>4)機械式継手工事ごとの「機械式継手工事施工要領書」が適切に作成され、客先に提出して受領印又は承諾印を得たものが、保管されていること。</p> <p>※工事ごとの「機械式継手工事施工要領書」の内容がすべて入ったものとする。ただし、保管方法として、電子データも認める。</p> <p>※客先からの受領印又は承諾印は、客先からの電子メールによる受領した旨の書面も認める。</p> <p>※3年以上の保管とすること。</p> <p>【更新のみ】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 適合：2 ・ 一部不適合：1 ・ 不適合：0
	<p>5)施工した機械式継手工事が機械式継手工事台帳等に記録整理され、すべてが保管（永久保管）されていること。</p> <p>※工事台帳は、①機械式継手工事現場名②契約会社名③機械式継手工事開始・終了時期④機械式継手工事施工要領書の提出先担当者名・提出日・受領日又は承諾日を記載すること。</p> <p>【更新のみ】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 適合：2 ・ 一部不適合：1 ・ 不適合：0
<p>Ⅲ 機器の 整備</p>	<p>6)「機器類等の点検など管理に関する規定」に、次の事項が定められていること。</p> <p>①整備点検の対象 整備点検の対象が示されていて、機器の故障及び不具合の対応が記載されている。</p> <p>②整備点検の方法 日常点検の基準が定められている。</p> <p>※支給又は貸与された機器が、整備されていること及び正常に作動することを確認し記録することを、定めていること。</p> <p>【新規・更新】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 機器類等の点検など管理に関する規定が定められている。： A ・ 定められているが、一部に不備がある。： B ・ 機器類等の点検など管理に関する規定が整備されていない。： C
	<p>7)「機器類等の点検など管理に関する規定」に従って、機器が整備され、正常に作動することを確認し記録していること。</p> <p>【更新のみ】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 記録がある。： A ・ 記録が無い。： C

<p>Ⅲ 検査システムの整備・確立</p>	<p>8) 「自主検査に関する規定」に、次の事項が定められていること。</p> <p>①自主検査における各工程での外観検査項目及び合否判定基準値が、定められていること。</p> <p>②外観検査項目ごとに合否判定基準値を外れた場合の処置方法が定められていること。</p> <p>③日報等に手直し箇所、措置内容について記載し、品質管理責任者による確認すること。</p> <p>④品質管理責任者が手直し措置について分析すること。</p> <p>※自主検査記録の3年以上の保管を規定に記述すること。</p> <p>【新規・更新】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・適切に定められている。: A ・定められているが一部に不備がある。: B ・定められていない。または、多くの不備がある。: C
	<p>9) 「自主検査に関する規定」に基づき、実施していること。</p> <p>※自主検査は、機械式継手主任技能者が自ら外観検査を実施すること。</p> <p>【更新のみ】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・規定の内容通り実施している。: A ・規定の内容通り実施していない。: C
	<p>10) 「自主管理に関する規定」に、次の事項が定められていること。</p> <p>①自主管理パトロールの担当者を選任。</p> <p>②自主管理パトロールの内容は、機械式継手工事の各工程での外観検査とすること。</p> <p>③外観検査の合否判定基準。</p> <p>④自主管理パトロールの回数が、各班に対して月1回以上であること。</p> <p>⑤自主管理パトロールの実施記録及び検査記録の作成及び保管の方法。</p> <p>⑥品質管理責任者による記録の確認。</p> <p>※自主管理パトロールの担当者は、自主管理パトロールを行う機械式継手の施工に従事していない鉄筋継手管理技士、機械式継手管理技士又は機械式継手主任技能者とする。</p> <p>※自主管理パトロール記録の3年以上の保管を規定に記述すること。</p> <p>【新規・更新】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・適切に定められている。: A ・定められているが一部に不備がある。: B ・定められていない。または、多くの不備がある。: C

	<p>11) 「自主管理に関する規定」に基づき、パトロールを適切に実施していること。</p> <p>※現場担当者である機械式継手主任技能者自らが施工した箇所について検査することは、自主管理と認められない。</p> <p>※自主管理パトロールは、自主管理検査者が規定に従い外観検査を実施すること。</p> <p>※頻度は、各班に対して1ヵ月に1回以上とする。</p> <p>【更新のみ】</p>	<p>・規定の内容通り実施している。：A</p> <p>・規定の内容通り実施していない。：C</p>
<p>＜不具合発生時の措置</p>	<p>12) 「不具合の是正措置に関する規定」において、次の事項が定められていること。</p> <p>①不具合は自主管理及び受入検査の指摘を対象。</p> <p>②品質管理責任者（又は品質管理者）及び機械式継手主任技能者の義務（報告書作成、確認など）。</p> <p>③不具合の内容が定められ不具合が発生した場合の組織内報告ルート。</p> <p>④外観検査・超音波測定検査・引張試験（施工前試験を含む）において、不具合が発生した場合の対応方法、合否判定基準、是正措置方法。</p> <p>⑤再発防止のための原因究明の方法。</p> <p>※自主管理における不具合と受入検査における不具合の是正方法が異なることに注意する。</p> <p>※是正措置記録の3年以上の保管を規定に記述すること。</p> <p>【新規・更新】</p>	<p>・適切に定められている：A</p> <p>・定められているが一部に不備がある：B</p> <p>・定められていない。または、多くの不備がある。：C</p>
	<p>13) 不具合が発生した場合、「不具合の是正措置に関する規定」に基づき、適切に是正措置が行われ、次の事項が確認できること。</p> <p>①記録（発生報告・是正措置報告・原因分析）が書類として整理、保管され、不具合発生時の措置方法、原因究明及び再発防止に対する方法をわかりやすく記載していること。</p> <p>②品質管理責任者及び機械式継手主任技能者が規定に定められた義務を果たしていること（報告書作成、確認など）。</p> <p>【更新のみ】</p>	<p>・適切に是正措置が行われていることが、書類により確認できる：A</p> <p>・不具合の発生があるにもかかわらず、不具合の是正措置が行われたことが書類により確認できない：C</p> <p>※不具合が発生していない場合は、評価対象とはせずに斜線とする。</p>

	<p>14) 不具合の発生ごとに原因分析に基づく再発防止の教育訓練を全資格者（社員、下請会社の該当者）に対して行われていること。</p> <p>※不具合に関する教育訓練については、品質管理責任者は必ず関与していること。</p> <p>※教育訓練記録の3年以上の保管を規定に記述すること。</p> <p>【更新のみ】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・不具合に関する教育訓練がすみやかに実施されていることが、記録により確認できる：A ・不具合に関する教育訓練の実施記録が確認できない：C <p>※不具合が発生していない場合は、評価対象とはせずに斜線とする。</p>
Ⅴ. 教育訓練	<p>15) 「教育訓練に関する規定」において、次の事項が定められていること。</p> <p>①教育訓練責任者を選任。</p> <p>②教育訓練を定期的に行う。</p> <p>③定期的に行う教育訓練の対象者（社員及び下請会社の該当者）。</p> <p>④教育訓練の実施記録の作成及び保管。</p> <p>※教育訓練記録の3年以上の保管を規定に記述すること。</p> <p>【新規・更新】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・適切に定められている。：A ・定められているが一部に不備がある。：B ・定められていない。または、多くの不備がある。：C
	<p>16) 「教育訓練に関する規定」に基づき、定期的に教育訓練責任者による機械式継手施工に関わる社員及び下請会社の該当者に対する教育が計画され、実施記録（出席者の自筆サインや印鑑等）が残されていること。</p> <p>【更新のみ】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・定期教育訓練が計画、実施され、記録が残されている。：A ・計画、記録に不備がある：C
	<p>17) 登録鉄筋基幹技能者又は登録圧接基幹技能者が1名以上常勤している。</p> <p>【新規・更新】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・常勤している：1点 ・常勤していない：0点。
Ⅶ. 下請契約	<p>18) 下請契約書に機械式継手の施工を明記していること。</p> <p>【新規・更新】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・機械式継手の施工を明記している：A ・一部に不備がある：B ・機械式継手の施工を明記していない：C <p>※下請契約が無い誓約書がある場合は、評価対象としない。</p>
	<p>19) 下請契約書に品質管理における責務等を明確に記載していること。</p> <p>【新規・更新】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・記載している：A ・一部に不備がある：B ・記載していない：C <p>※下請契約が無い誓約書がある場合は、評価対象としない。</p>

≡ 外注管理	<p>20)「外注施工に関する規定」において、次の事項を定めている。</p> <p>①外注施工会社を選定する基準</p> <p>②外注施工会社を選定する方法</p> <p>※外注を行わない場合は、誓約書（書式自由）を提出すること。</p> <p>【新規・更新】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・適切に定めている。： A ・定めているが一部に不備がある。： B ・定められていない。または、多くの不備がある。： C <p>※外注を行わない誓約書がある場合は、評価対象としない。</p>
	<p>21)外注施工会社と品質管理及び不具合の是正措置に関することを契約書に取り決めていること。※外注を行わない場合は、誓約書（書式自由）を提出すること。</p> <p>【新規・更新】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・外注契約書に品質管理及び不具合の是正措置に関する条項を記載している。： A ・一部に不備がある。： B ・定めていない。または、多くの不備がある。： C <p>※外注を行わない誓約書がある場合は、評価対象としない。</p> <p>※20)の規定はあるが、外注施工がない場合は、評価対象としない。</p>
	<p>22)外注施工会社が施工した機械式継手部に対して自主管理を行っていること。</p> <p>※外注施工会社が施工した機械式継手部を自社として、次の検査を実施し、品質を確認している。</p> <p>①日々の機械式継手作業後に機械式継手主任技能者が行った検査書類を、自社の品質管理責任者が全て確認し、全ての書類が保管されている。</p> <p>②申請会社の自主管理検査者が、外注依頼した工事で5検査ロット当たり1回以上、かつ1現場当たり1回以上検査し、検査の記録が全て保管されている。検査ロットは、当該工事に従事している外注施工会社が1日に施工した箇所ごとに設定し、1検査ロットの大きさは200箇所以下とする。</p> <p>※外注施工会社が優良機械式継手施工会社の場合は、①を行っていること。</p> <p>【更新のみ】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・適合：2 ・一部不適合：1 ・不適合：0 <p>※外注を行わない誓約書がある場合は、評価対象とはせず、評価点を2とする。</p>

(3) 品質管理能力

審査内容	審査基準
------	------

<p>一 経営者又は品質管理責任者への面接</p>	<p>1)機械式継手施工会社の経営者又は品質管理責任者の品質管理への熱意と意欲及び品質管理に関する信頼度を評価する。</p> <p>①品質方針 ②年度の品質目標 ③品質管理で特に努力している点 ④不具合発生に対する基本的な考え方</p> <p>【新規・更新】</p>	<p>・①～④について、明快な説明を受けた：A ・説明が不十分である：C</p>
<p>二 主任技能者への面接</p>	<p>2)機械式継手主任技能者に、次の事項に関する質問を行い、回答内容から品質管理に対する取組みと機械式継手作業標準書の理解度を判断し評価する。</p> <p>①年度の品質目標 ②機械式継手作業標準書（継手メーカーの施工要領書）</p> <p>【新規・更新】</p>	<p>・審査員の確認及び質問に対して、明快な回答を得た：A ・回答が不十分又は不携帯である：C</p>

10. 審査記録

- (1) 審査員は、「優良機械式継手施工会社審査記録」（以下、「審査記録」という。）（優機-様式-05）に、審査の結果を記録する。
- (2) 審査記録は、申請者及び審査員の双方が確認して、その写し1部を申請会社に渡す。

11. 是正

- (1) 申請会社は、審査記録に記載された指摘事項については是正しなければならない。是正が可能な審査項目は、「9. 審査内容及び審査基準（2）品質管理体制」の1）、2）、3）、6）、8）、10）、12）、15）、18）、19）、20）、21）とする。
- (2) 審査記録に記載された指摘事項については是正を行った場合は、是正された書類に追加、修正及び削除を行った箇所をマーカーペン等の色分けによって示し、追加、修正及び削除を行ったページが確認できるように付箋を入れて提出する。
- (3) 申請会社は、審査記録を受け取った日の翌日より2週間以内に、是正された書類を協会に提出しなければならない。なお、是正は、1回を限度とする。
- (4) 是正が不十分な場合は、認定に至らないことがある。

12. 評価

- (1) 委員会は、審査員が各申請会社の審査記録及び是正された書類に基づき作成した審査報告書の評価を行う。
- (2) 評価においては、申請会社は以下を満足する場合に「認定可」とする。
 - 1) 「(1) 施工体制」のすべてが「A」であること。

- 2) 「(2) 品質管理体制」の評価区分がすべて「A」であること。
- 3) 「(3) 品質管理能力」のすべてが「A」であること。
- 4) 「(1) 施工体制」及び「(2) 品質管理体制」の評価点及び加点の合計が新規の場合5点満点中2点以上、更新の場合11点満点中6点以上であること。

13. 確認

- (1) 規定「4. 優良機械式継手施工会社の要件」及び「7. 履行義務」の確認を行うため、委員会は必要に応じて作業部会を設置し、作業部会はその処理に当たる。
- (2) 新規に認定された優良機械式継手施工会社から一年を経過した後に提出される主な資料（表3）については、作業部会又は委員による確認を行う。
- (3) 確認した事項について、作業部会又は委員が委員会に報告した後に委員会でその取扱い等について審議を行う。
- (4) 委員会は、確認によって是正等が必要と判断した場合は、是正等の措置方法を定めて、管理委員会へ報告する。

表3 新規に認定された優良機械式継手施工会社が一年経過後に提出する主な資料

提出書類の名称	作成上の注意事項
1) 機械式継手施工実績表	別添の優機-様式-04（施工実績表） 認定された月から一年分を整理し提出すること（一部）。
2) 教育訓練実施計画及び実施の記録	教育訓練実施計画及び実施の記録 認定された月から一年分を整理し提出すること（複写一部）。
3) 不具合発生報告書	不具合発生報告書 施工実績で不具合が発生した場合の不具合発生報告書。 認定された月から一年分を整理し提出すること（複写一部）。
4) 不具合の是正措置報告書	不具合の是正措置報告書 施工実績で不具合が発生した場合の不具合の是正措置報告書。 認定された月から一年分を整理し提出すること（複写一部）。

*実績が無い場合は、その旨を報告する。

14. 本実施細則の改正又は廃止

本実施細則の改正又は廃止は、委員会が発議し、審議を経て、理事会の承認による。

附 則

- 1. 本実施細則は、2019年4月25日に制定し、2020年4月1日より施行する。
- 2. 「6. 申請期間及び審査期間」は、2021年度まで年2回とし、期間は次の（1）又は（2）のとおりとする。なお、（2）の期間で認定を取得した場合の認定期間は、5月1日から2年後の12月末日までとする。
 - (1) 申請期間：5月1日～6月末日、審査期間：7月1日～9月末日
 - (2) 申請期間：11月1日～12月25日、審査期間：1月1日～3月末日

<別添様式>

優機-様式-01 申請書

優機-様式-02 施工体制表

優機-様式-03 組織図

優機-様式-04 機械式継手施工実績表（前年度1年分）

優機-様式-05 優良機械式継手施工会社審査記録

改正記録表

改正 No.	改正 年月日	作成	審査	承認	改定内容
00	2019.04.25	委員会		理事会	制定

委員会：優良会社認定委員会

<以下、空白>

公益社団法人 日本鉄筋継手協会 殿

申請年月日 年 月 日

申請会社名 社印

代表者氏名 代表者印

優良機械式継手施工会社認定申請書

弊社は、日本鉄筋継手協会 優良会社認定制度規則により、優良機械式継手施工会社認定の申請を下記の内容にて行います。

記

1. 申請区分：（※申請区分及び申請する工法を○で囲む。）

① 新規 ・ 更新

② ねじ節鉄筋継手 ・ モルタル充填継手 ・ 端部ねじ加工継手

2. 包括される事業所及び下請会社

① _____ ② _____

③ _____ ④ _____

3. 添付資料：実施細則「認定申請に必要な提出書類」に基づく資料一式。

4. 問合せ連絡先：

①担当者名： _____

②連絡方法 電話： _____ F A X： _____

Eメール： _____ 携帯電話： _____

郵便番号： _____

住所： _____

5. ご記入前の注意事項

優良会社認定制度規則第17条（抜粋）

協会は、次の事項に該当する場合、認定を取り消し、当該事業者に対してその旨を通知すると共に、第15に準じて公表する。

- (1) 虚偽又は不正があった場合
- (2) 認定要件が満足できない場合
- (3) 協会の名誉を傷つける事由が発生した場合
- (4) その他、国の定める法令等に違反した場合

6. 申請会社チェック表

(1) 申請会社は、実施細則「4. 認定申請に必要な提出書類」の表1の書類に過不足がないことを確認し、申請者確認欄に✓を記入する。

提出書類の名称		申請者 確認欄
1) 優良機械式継手施工会社認定申請書		
2) 施工体制表（従業員名簿・資格者数・施工班数・機器類等）		
3) 組織図		
4) 機械式継手施工実績表（前年度1年分）		
5) 品質管理マニュアル	①品質方針	
	②年度の品質目標	
	③品質管理に関する組織体制図	
	④機械式継手施工要領書	
	⑤機器類等の整備及び管理に関する規定	
	⑥自主検査に関する規定	
	⑦自主管理（パトロール）に関する規定	
	⑧不具合の是正措置に関する規定	
	⑨教育訓練に関する規定（年度計画書を含む）	
	⑩下請会社の施工に関する規定（下請契約書の書式を含む） ※包括される下請会社が無い場合は、誓約書（自由書式）を提出する。	
⑪外注施工に関する規定（外注契約書の書式を含む） ※外注施工を行わない場合は、誓約書（書式自由）を提出する。		

(2) 申請会社は、実施細則「3. 認定申請の要件」(3)及び(4)の内容により自己評価を行い、下記の内容がすべて満足していることを確認し、申請者確認欄に✓を記入する。

1) 施工体制

審査内容		申請者 確認欄
I. 管理技術者	1) 鉄筋継手管理技士又は機械式継手管理技士1名以上 ※申請会社に所属していること。	
II. 技量資格者	2) 機械式継手主任技能者が1班当たり1名かつ2名以上	
	3) ねじ節鉄筋継手の施工を行う場合は、ねじ節鉄筋継手の作業資格者1名以上	
	4) モルタル充填継手の施工を行う場合は、モルタル充填継手の作業資格者1名以上	
III. 社会保険	5) 端部ねじ加工継手の施工を行う場合は、端部ねじ加工継手の作業資格者1名以上	
	6) 技量資格者（専属下請を含む）の、社会保険（雇用・健康・年金）に加入状況 ※下請会社に所属している場合を含む。	
IV. 機器	7) 鉄筋冷間直角切断器を所有	
	8) 超音波探傷装置一式（機械式継手の鉄筋挿入長さの測定ができるもの）を所有	

2) 品質管理体制

審 査 内 容		申請者 確認欄
I. 品質管理体制システム	1) 品質方針及び年度の品質目標【新規・更新】	
	2) 品質管理に関する組織体制【新規・更新】	
II. 機械式継手施工要領書の整備	3) 標準的な機械式継手施工要領書【新規・更新】	
	4) 機械式継手工事ごとの「機械式継手工事施工要領書」【更新のみ】	
	5) 機械式継手工事台帳【更新のみ】	
III. 機器の整備	6) 機器類等の整備及び管理に関する規定【新規・更新】	
	7) 「機器類等の整備及び管理に関する規定」に基づく点検整備【更新のみ】	
IV. 検査システムの整備・確立	8) 自主検査に関する規定【新規・更新】	
	9) 自主検査の実施【更新のみ】	
	10) 自主管理に関する規定【新規・更新】	
	11) 自主管理（パトロール）の実施【更新のみ】	
V. 不具合発生時の措置	12) 不具合の是正措置に関する規定【新規・更新】	
	13) 不具合が発生した場合の是正措置、記録、義務【更新のみ】	
	14) 不具合の再発防止の教育【更新のみ】	
VI. 教育訓練	15) 教育訓練に関する規定【新規・更新】	
	16) 教育訓練の計画及び実施記録【更新のみ】	
	17) 登録鉄筋基幹技能者又は圧接基幹技能者が 1 名以上【新規・更新】	
VII. 下請契約	18) 下請契約の個人との締結【新規・更新】	
	19) 下請契約における品質管理の責務等【新規・更新】	
VIII. 外注施工管理	20) 外注施工に関する規定【新規・更新】	
	21) 外注施工会社との契約書（品質管理等含む）【更新のみ】	
	22) 外注施工会社の施工した機械式継手部の自主管理【更新のみ】	

施工体制表（従業員名簿・資格者数・施工班数・機器類等）

○記入年月日： _____ 年 _____ 月 _____ 日

○申請会社名： _____

従業員数 記入欄（事務職、作業職を含む）	
申請会社役員	名（事務職他 名含む）
申請会社従業員	名（事務職他 名含む）
包括される 下請会社	会社数 社
	名（事務職他 名含む）
合計	名

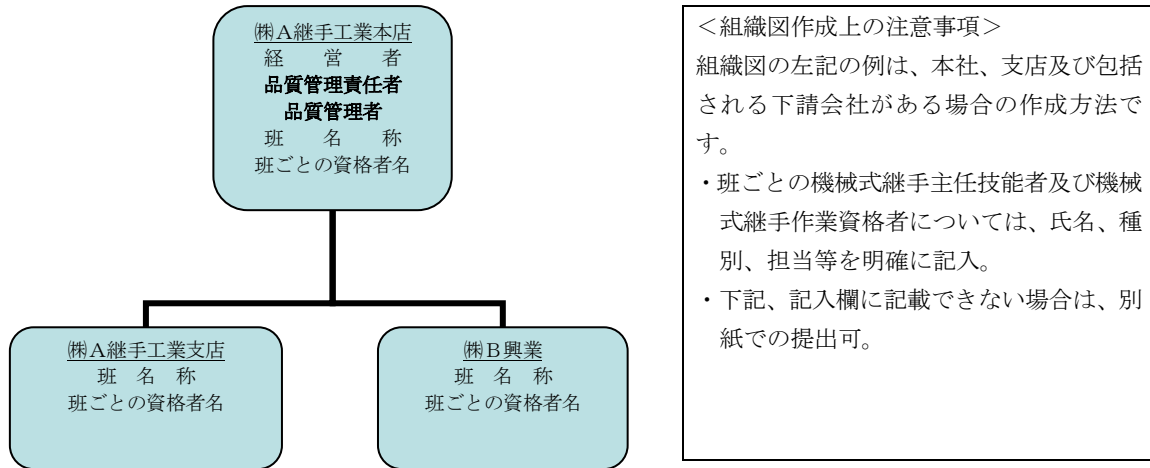
資格者数（管理技術者数・技量資格者数） 記入欄	
継手管理技士（鉄筋又は機械式）	名
機械式継手主任技能者	名
ねじ節鉄筋継手作業資格者	名
モルタル充填継手作業資格者	名
端部ねじ加工継手作業資格者	名
鉄筋継手部検査技術者（1M種、3種）	名

機械式継手施工班数 記入欄	
班 数	班
作業員数	名

機器 記入欄	
鉄筋冷間直角切断機（認定品）	台（認定品以外記入不要）
超音波探傷装置 （機械式継手の鉄筋挿入長さの測定ができるもの）	台

組織図

<記入例>



※ この組織図に記入されていない支店及び包括される下請会社については、優良認定の対象外となりますので、十分に注意してご記入下さい。

<組織図 記入欄>

A large, empty rectangular area enclosed by a dashed border, intended for the user to draw their own organizational chart.

